

# 鎌ヶ谷市制限付き一般競争入札参加資格要件設定基準

制定 令和7年4月1日

(趣旨)

第1条 この基準は、鎌ヶ谷市が発注する建設工事の制限付き一般競争入札に係る入札に参加する者の資格要件の設定に関し、必要な事項を定めるものとする。

(入札参加対象者数)

第2条 発注する工事の資格要件は、公正な競争性を確保するため、入札参加対象者数（本基準に基づき資格要件を設定した場合において、当該資格要件を満たすと客観的に推定される対象者数をいう。以下同じ。）が次の表に掲げる予定価格（当該発注工事の設計金額をいう。以下同じ。）に応じた入札参加対象者数を満たすよう考慮して定めるものとする。ただし、当該発注工事の種類、規模、技術的難易度、特殊性等特別な事情により同表に定める入札参加対象者数を満たすことが困難であると認めるときは、この限りでない。

予定価格	入札参加対象者数
500万円未満	5者以上
500万円以上5,000万円未満	6者以上
5,000万円以上9,000万円未満	7者以上
9,000万円以上5億円未満	10者以上
5億円以上	12者以上

(等級別発注基準)

第3条 発注する工事の資格要件は、次の表に掲げる建設工事の種類及び予定価格に応じ、それぞれ同表の等級欄に掲げる等級（以下「基準等級」という。）に格付けされた者を資格要件に定めるものとする。

等級	建設工事の種類及び予定価格		
	土木一式工事 建築一式工事	ほ装工事	造園・その他工事
A	500万円以上	500万円以上	500万円以上

B	500万円以上 9,000万円未満	500万円以上 9,000万円未満	3,000万円未満
C	9,000万円未満	9,000万円未満	1,000万円未満
D	500万円未満		

- 2 前項の規定にかかわらず、前条に掲げる表に定める予定価格に応じた入札参加対象者数を満たすことが困難であるときは、当該発注工事の基準等級の直近上位又は直近下位の等級に格付けされた者まで資格要件に定めることができるものとする。

(総合評定値)

- 第4条 建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第27条の29に定める総合評定値（以下「総合評定値」という。）に関する資格要件は、入札参加者の経営規模等に著しい格差が生じることにより公正な競争性が確保できないと認めるときに定めることができるものとする。
- 2 前項の総合評定値は、入札参加資格審査時の総合評定値又は鎌ヶ谷市建設工事等競争入札参加資格審査基準（昭和57年鎌ヶ谷市訓令第12号）第7条に基づく建設工事等競争入札参加資格者名簿の有効期間中に新たに通知を受けた経営事項審査結果通知書の総合評定値とする。
- 3 総合評定値に関する資格要件は、上限値、下限値又は範囲をもって定めるものとする。

(営業所の区分及び事業所の所在地)

- 第5条 発注する工事の性質又は目的により、当該入札に参加する者の営業所（本店又は支店等（建設工事にあつては、法第3条第1項に定める許可を受けた支店等に限る。）をいう。）の区分及び事業所の所在地を資格要件に定めることができるものとする。
- 2 市内の中小事業者の受注機会を確保するため、前2条に定める基準を満たす市内に本店を有する者（以下「市内業者」という。）の入札参加対象者数が第2条に掲げる表に定める予定価格に応じた入札参加対象者数を満たすときは、公正な競争性の確保を妨げない範囲において、営業所の区分及び事業所の所在地を市内業者に限定することができるものとする。
- 3 前項の規定により市内業者の入札参加対象者数が第2条に掲げる表に定める予定価格に応じた入札参加対象者数を満たさず、公正な競争性が確保できないと認めるときは、発注する工事の種類、規模、技術的難易度等を考慮

して、必要に応じて、市内に支店又は営業所を有する準市内業者、市外業者の順に営業所の区分及び事業所の所在地を拡大するものとする。

(建設業の許可区分)

第6条 発注する業種について、法第3条第1項に定める下請契約の金額の規模により特定建設業又は一般建設業の許可を受けている者とする。

2 特定建設業許可は、原則として予定価格が9,000万円以上の建設工事について設けるものとする。

(配置予定技術者)

第7条 発注する業種について、法第26条第1項及び第2項に定める施工の技術上の管理をつかさどるものとして監理技術者(以下「監理技術者」という。)又は主任技術者(以下「主任技術者」という。)を配置するものとする。

2 監理技術者又は主任技術者は、入札参加申請日現在において、申請業者との間で3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係を有しなければならない。

(施工実績)

第8条 発注する工事の性質又は目的により、同種類、同規模の施工実績の有無を資格要件として定めることができるものとする。なお、この場合において、当該発注工事の種類、規模、技術的難易度等に応じて、次に掲げる事項を付記することができるものとする。

- (1) 当該施工実績が公共工事に係るものであること。
- (2) 当該施工実績が元請によるものであること。
- (3) 当該施工実績が共同企業体の実績であるときの取扱いに関すること。
- (4) 当該施工実績の契約金額が一定金額以上であること。
- (5) その他施工実績に関して必要と認める事項に関すること。

2 前項の規定により施工実績を資格要件として設けるときの有効年数は、次の各号に基づき設けるものとする。

- (1) 当該発注工事の入札公告日の属する年度の前10年以内に完成、引渡しの済んだ発注工事を基本とする。
- (2) 発注件数の少ない業種又は工法にあつては前15年以内とする。

(その他の資格要件)

第9条 第3条から第8条までの規定により設定した資格要件のほか、発注する工事の種類、規模、技術的難易度、特殊性等を考慮して当該発注工事の適正な施工の確保をするうえで必要と認めるときは、別に資格要件を定めることができるものとする。

附則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。